

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 放射性廃棄物処理場 論点管理表

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 放射性廃棄物処理場

番号	質問日	コメント内容	対応状況	備考
1	R4.1.18	アスファルト固化装置に関連し、既に設工認を受けている設備(セル排風機等)について、技術基準の適合の維持義務を考慮し、今後どう維持していくかを説明すること。また、設工認の段階から状態が変わるので、設工認の要否を再度検討すること。		
2	R4.1.18	第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う液体廃棄物の放射能濃度の上限を変更した場合においても、放射性廃棄物を処理する能力を有することは理解したが、これを踏まえると、許可基準規則の第22条第1項第1号は、今回の申請における適合性確認対象の条文と考えられるため、概要説明資料及び補足説明資料6. に示す規則との適合性について、記載を見直すこと。また、保管廃棄施設において、将来の原子炉施設から発生する予定の固体廃棄物を保管・管理できることについても、許可基準規則の第23条に該当するものと考えられるため、同様に対応すること。		
3	R4.1.18	第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う液体廃棄物の放射能濃度の上限を変更することから、第3廃棄物処理棟内における空間線量率及び放射線業務従事者の被ばく線量が上昇することが想定されることから、許可基準規則の第25条第1項である放射線からの放射線従事者の防護も適合性確認対象条文となると考えられる。概要説明資料及び補足説明資料6. に示す規則との適合性について、記載を見直すとともに、第3廃棄物処理棟における空間線量率や放射線従事者の放射線防護について説明すること。		
4	R4.1.18	第3廃棄物処理棟で受入・処理を行う液体廃棄物の放射能濃度の上限を変更することから、セメント固化体の表面線量当量率が上昇することに加え、アスファルト固化体の作製を止め、セメント固化体がやや多く発生することが想定されることから、許可基準規則の第24条である工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護も適合性確認対象条文となると考えられる。概要説明資料及び補足説明資料6. に示す規則との適合性について、記載を見直すとともに、既許可で説明を行った直接線・スカイシャイン線の評価にどう影響するかを説明すること。		
5	R4.1.18	説明資料に発生施設において、固形化処理を行う旨の記載があるが、申請書上、添付書類九の $3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ 以上の廃液については、発生施設側で固形化処理をし、液体廃棄物として放射性廃棄物処理場に搬入しないという記載に対応していると思われる。一方で、原科研の各原子炉施設の申請書上、発生施設側で固形化処理をできるような記載になっていない。ここで言う発生施設が何であるかを示し、申請書の記載を見直すこと。		
6	R4.1.18	コメント番号2～4に示す許可基準規則の第22条から第25条への適合性の説明が、申請書上も明確になっていないことから、各条文への適合の考え方を示すこと。		
7	R4.1.18	許可基準規則への適合性について、現状の申請書は、既許可の記載を変更するような記載方法になっているが、原科研の他施設の記載例を確認し、許可基準規則の該当条項単位で変更内容を分けて、適合性を示すよう申請書の記載方法を見直すこと。		